

原告 甲野花子
原告 甲野一郎
原告 甲野春子
原告 甲野三郎

被告 Y会社
同代表者代表取締役 乙山次郎

主文

- 1 原告らの請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告らの負担とする。

事実及び理由

第一 請求

被告は、原告甲野花子に対し1,348万2,000円、原告甲野一郎に対し220万円、原告甲野春子に対し110万円、原告甲野三郎に対し110万円及び各金員に対する平成21年10月26日から各支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

第二 事案の概要

被告は、原告甲野花子（以下「原告花子」という。）との間で訪問介護契約及び居宅介護支援契約を締結して、原告花子に対して、訪問介護（原告花子を担当していたヘルパーは丙川夏子（以下「丙川」という。）であった。）及び居宅介護支援（原告花子を担当していたケアマネージャーは丁山四郎（以下「丁山」という。）を行っていた。

本件は、原告らが、丙川及び丁山の注意義務違反により原告花子の褥瘡を見逃したため、原告花子の褥瘡が増悪し、その結果、重篤な臀部の褥瘡及び感染症罹患に至らせたと主張し、訪問介護契約若しくは居宅介護支援契約の債務不履行又は不法行為（使用者責任）に基づき、被告に対し、原告花子については、治療費、慰謝料、弁護士費用相当額等の損害賠償を、その余の原告ら（原告花子の夫及び子である。）については慰謝料及び弁護士費用相当額の損害賠償をそれぞれ求めたものである。

1 前提となる事実（以下の事実のうち、証拠を掲記したもの以外は当事者間に争いがないか弁論の全趣旨により認められる事実である。）

(1) 当事者等

ア 原告花子（昭和3年1月生まれ）は、平成10年ころ脊椎梗塞を発症して下肢麻痺とな

コメントの追加 [1]: 原告（利用者側）は利用者本人、そして利用者の夫と子どもたちです。

コメントの追加 [2]: 被告（事業者側）は株式会社です。

コメントの追加 [3]: 原告の請求は認められませんでした。

コメントの追加 [4]: 事案のまとめのパートです。

コメントの追加 [5]: 訪問介護サービスの利用者が臀部の褥瘡及び感染症に罹患して、担当ヘルパーと担当ケアマネの責任が追及されたケースです。

コメントの追加 [6]: 事実確認のパートです。

コメントの追加 [7]: 時系列です。

H17.10.11 訪問介護契約
H17.11.2 居宅介護支援契約
H18.2.3 左右臀部に褥瘡発症
H19.8.2 左右臀部に褥瘡発症

H21.6.4 要介護3
H21.10.15 左大腿部の褥瘡発症
H21.10.23 臀部の褥瘡発症（本件褥瘡）
発熱

H21.10.26 病院入院
H21.12.29 病院退院
介護付き有料老人ホームへ
H22.1.18 要介護4

り、日常生活において車いすを使用する生活をしており、平成21年6月4日に、介護保険上、要介護3の認定を受けた。また、本件で問題とされている臀部の褥瘡及び感染症に罹患後の平成22年1月18日に、要介護4の認定を受けた。

イ 原告甲野一郎（以下「原告一郎」という。）は原告花子の夫、原告甲野春子（以下「原告春子」という。）は原告花子の長女、原告甲野三郎（以下「原告三郎」という。）は原告花子の長男である。

ウ 被告は、高齢者、要介護者、病人、心身障害者等の入浴、排泄、食事その他の日常生活における介護サービス及び居宅介護支援等を目的とする株式会社である。

被告会社の訪問介護サービスにおいて原告花子を担当していたヘルパーは丙川であり、居宅介護支援において原告花子を担当していたケアマネージャーは丁山であった。丙川及び丁山は、いずれも被告の従業員である。

（2） 訪問介護契約及び居宅介護支援契約の締結

ア 原告花子と被告は、平成17年10月11日、訪問介護契約（以下「本件訪問介護契約」という。）を締結した。なお、介護保険制度において、訪問介護のサービス内容は、ヘルパー（訪問介護員）が利用者の自宅を訪問し、入浴・食事・排泄等の身体介護や調理・洗濯・掃除等の生活援助を行うなどとされている。

イ 原告花子と被告は、平成17年11月2日、居宅介護支援契約（以下「本件居宅介護支援契約」という。）を締結した。なお、介護保険制度において、居宅介護支援のサービス内容は、居宅で介護サービスを利用するために、居宅サービス計画（ケアプラン）の作成、事業者との利用調整などを行うなどとされている。

（3） 原告花子の褥瘡による通院治療歴

原告花子は、平成18年2月3日ころ及び平成19年8月2日ころ、左右臀部等に褥瘡を発症し、通院治療を受けたことがあった。

（4） 原告花子に対する訪問介護の経過等

平成21年10月ころ、原告花子に対する訪問介護は、丙川が担当しており、火曜日2時間、木曜日2時間半、土曜日1時間半の入浴介助と買物同行が計画されていた。

丙川は、平成21年10月10日、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日に原告花子の訪問介護に赴き、入浴介助等を行った。

このうち、同月15日の入浴介助の際、丙川は、原告花子の左大腿部に傷ないし褥瘡（なお、これが傷であるか褥瘡であるかについては、争いがある。）があることを発見し、原告花子に対し、これを伝え、医師の診察を受けるように勧めた（なお、被告は、丙川が原告花子に対して褥瘡ができていることを伝えた旨主張しているが、原告らは、丙川が「褥瘡」であることを伝えたことを争っている。）。

（5） 原告花子の臀部の褥瘡とその治療等

原告花子は、平成21年10月23日、臀部の褥瘡（以下「本件褥瘡」という。）を原因として、

発熱し（体温は38.5度であった。）、主治医である己川五郎医師（以下「己川医師」という。）の診察を受けた。

原告花子は、同月26日、B病院へ入院した。

原告花子は、同年12月29日に同病院を退院し、その後、介護付き有料老人ホームへ入居した。

2 争点

- (1) 丙川及び丁山に過失ないし注意義務違反が認められるか否か（争点1）
- (2) 原告らの損害額（争点2）

3 当事者の主張

(1) 争点1（丙川及び丁山に過失ないし注意義務違反が認められるか否か）について （原告らの主張）

ア 丙川について

(ア) 予兆・兆候を含む本件褥瘡の症状は、遅くとも、平成21年10月9日ころから同月16日ころまでの間に生じたものと推認されるところ、以下のとおり、丙川は、同月10日、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日に原告花子の訪問介護に赴き、入浴介助等を行った際に、原告花子の両臀部の本件褥瘡の予兆・兆候を含む本件褥瘡発症を発見、確認すべき注意義務に違反し、過失がある。

(イ) すなわち、丙川は、訪問介護員養成研修1～3級課程を修了するなどしているのであるから、丙川は、原告花子が過去に褥瘡を発症したことがあり、褥瘡になりやすい利用者であること、原告花子のように同じ座位を長時間続けている人の場合は、褥瘡のしやすい部位は、ひじ関節部と臀部であること、原告花子の場合、体調不良を伴って褥瘡を発症すること、したがって、原告花子については、原告花子自身を観察し、原告花子の褥瘡の発生要因をよく確認する必要があること、観察の仕方として、ぼつんと赤くなっているところを指で押してみ、色が変わらず赤いままだったら褥瘡が疑われること、入浴は、褥瘡（床ずれ）や湿疹の有無や皮膚の状態など全身の状態を見る機会ともなることなどは十分に理解認識していた。

また、ケアマネージャーである丁山も、丙川に対し、原告花子が褥瘡になりやすい利用者であることなどを伝え、原告花子において、体調不良を来たした場合には、両臀部の褥瘡罹患を警戒・ケアするよう指示したか、少なくとも、助言・アドバイスをしていた。

そして、原告花子は、平成21年10月10日、同月13日及び同月15日において、体調不良であり、また、同月17日以降において、さらに体調が悪化しており、丙川はこれを認識していたのであるから、丙川は、原告花子における褥瘡発生を十分警戒し褥瘡発症の可能性を認識しなければならぬ状況であった。

したがって、丙川においては、褥瘡が発症していないか、という意識・観点の下に、原告花子の臀部を含む身体全体を観察・見分したうえ、ぼつんと赤くなっているところを指で押してみ、色が変わらず赤いままかどうかを確認するなどして、原告花子の両臀部の本件褥瘡発症を発見、確認すべき必要と注意義務があった。

しかるに、丙川は、このような確認等を行わず、本件褥瘡発生に気づかなかったものであり、丙川には注意義務違反がある。

イ 丁山について

丁山も原告花子が褥瘡になりやすい利用者であることなどを十分に理解認識していたうえ、過去の原告花子の両臀部の褥瘡罹患の事実を知っていたのであるから、平生から、担当する原告花子及び原告ら家族並びにサービス提供事業者等と連携し、相談しながら、褥瘡発症の予防方法等を講ずるなど、褥瘡発症を予防すべき注意義務、また、丙川に対する指示、指導監督を通して、褥瘡発症を予防すべき注意義務がそれぞれあるところ、原告花子及び原告ら家族に対し、また、丙川に対しても、特段、褥瘡発症を予防すべき留意点等を注意したり、指示、指導監督したりせず、結局、原告花子の両臀部に罹患した本件褥瘡の発症を予防することはできなかった。

また、平成21年10月15日に、原告花子の左大腿内側に傷がある等の丙川からの報告（但し、上記左大腿内側の傷が褥瘡である旨の報告ではない。）を受けながら、何らかの褥瘡発症の可能性を疑わず、これを前提にした、丙川への指示、指導監督、さらには医師に対する入浴可否及び入浴前後の具体的な方法と留意点等の確認、訪問看護への情報提供及び原告花子の家族への連絡等を怠った。

したがって、丁山には、注意義務違反がある。

（被告の主張）

ア 丙川及び丁山には、原告らが主張するような注意義務もなければ注意義務違反もない。

イ 入浴介助にあたっては、入浴前に入浴に適する体調であるのか確認したうえ、入浴直後に体調悪化がないか確認する注意義務はある。しかし、在宅生活で、自らの意思伝達能力に問題なく、医師や看護師の定期的な訪問を受けており、入浴介助も移乗や困難な部分の洗身介助を担当する原告花子について、こと「褥瘡の有無の確認を目的」として身体状態を確認する義務まで負うものではない。

ウ また、丙川は、平成21年10月15日の入浴介助の際、褥瘡を発見するや原告花子に伝え、医師の受診を勧めるとともに、同日のうちにコーディネーターに報告し、その報告を聞いた丁山は、翌日、原告花子を訪問し、医師の受診を勧めている。その後も、丙川は、褥瘡の状態、体調に注意しており、原告花子から受診していないことを聞くや、医師の受診を勧めている。

このとおり、丙川及び丁山としては、在宅介護サービスを担当する介護者として求められる注意義務は十分尽くしており、これ以上の対応を求めることなどおよそ在宅介護の実態を無視した非現実的な議論と言わざるを得ない。

（2）争点2（原告らの損害額）について

（原告らの主張）

ア 原告花子は、以下の合計1,226万2,000円の損害を被った。また、これと相当因果関係

のある弁護士費用相当の損害額は122万円であるから、原告花子の損害は1,348万2,000円である。

(ア) 治療費、付添看護費及び雑費の合計 54万7,040円

(イ) 慰謝料 500万円

(ウ) 介護付き有料老人ホームの入居金の一部 300万円

(エ) 介護付き有料老人ホームの月額利用料の一部(女性平均寿命約86歳までの4年分) 371万4,960円

イ 原告一郎は、精神的苦痛を受け、これを慰謝するには慰謝料200万円が相当であり、また、これと相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額は20万円であるから、原告一郎の損害額は220万円である。

ウ 原告春子及び原告三郎は、それぞれ精神的苦痛を受け、これを慰謝するにはそれぞれ慰謝料100万円が相当であり、また、これらと相当因果関係のある弁護士費用相当の損害額はそれぞれ10万円であるから、原告春子及び原告三郎の損害額はそれぞれ110万円である。

(被告の主張)

争う。

第三 当裁判所の判断

1 争点1(丙川及び丁山に過失ないし注意義務違反が認められるか否か)について

(1) 丙川に過失ないし注意義務違反が認められるか否かについて

ア 丙川は、原告花子と被告との間に締結された本件訪問介護契約に基づいて原告花子に対する訪問介護サービスを提供していたところ、本件訪問介護契約においては、契約の目的について、被告は、原告花子に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを提供することとされている(本件訪問介護契約に係る契約書(以下「本件訪問介護契約書」という。)1条1項)。また、本件訪問介護契約において、被告が原告花子に対して実施する訪問介護サービスの内容、利用時間等の事項は、契約書別紙に定めること(同1条2項)、訪問介護の内容については、被告は、法令に基づき、原告花子の居宅にサービス従事者を派遣し、利用者に対して訪問介護計画書に定める訪問介護サービスを提供すること(同4条)、被告及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮すること(同11条1項)などの約定がある。さらに、本件訪問介護契約書に添付されている訪問介護重要事項説明書には、本件訪問介護契約において提供可能なサービス内容について、〈1〉身体介護として、食事介助(食事の介助を行うこと)、入浴介助(入浴の介助を行うこと)、排泄介助(排泄の介助、おむつ交換等を行うこと)、清拭(入浴の困難な者の体を拭くこと)、体位変換(体位の変換を行うこと)、着替え(衣服の着脱の介助を行うこと)、整容(洗顔、整髪、歯磨き等を行うこと)が、〈2〉生活援助として、買物(利用者の生活必需品の買い物

コメントの追加 [8]: 裁判所の判断のパートです。

コメントの追加 [9]: 安全配慮義務違反に関する判断です。

コメントの追加 [10]: ヘルパーの安全配慮義務違反に関する判断です。

を行うこと)、調理(利用者の食事の用意を行うこと)、掃除(利用者の居室等の掃除を行うこと)、洗濯(利用者の衣類等の洗濯を行うこと)、補修(ボタン付け、簡単な衣類の補修、アイロン掛けを行うこと)、環境整備(ゴミ捨て、布団干し等を行うこと)がそれぞれ定められていることが認められる。そして、原告花子に対しては、本件訪問介護契約に基づいて、入浴介助、買物、掃除、洗濯等のサービスが提供されていたことが認められる。

他方、介護保険法(平成23年法律第72号による改正前のもの。以下同じ。)8条2項は、訪問介護について、要介護者であって、居宅において介護を受ける者(以下「居宅要介護者」という。)について、その者の居宅において介護福祉士その他の者により行われる入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話をいうものと定義している。このほか、介護保険で利用できるサービスには、訪問看護(利用者の自宅を看護師等が訪問し、主治医の指示に基づいて療養上の世話や診療の補助を行うもの。介護保険法8条4項参照)や居宅療養管理指導(利用者の自宅を医師や歯科医師等が訪問し、介護サービス利用の注意や介護方法の指導・助言等を行うもの。同条6項参照)などのサービスがある。なお、原告花子は、訪問看護サービスの提供を受けていたところ、己川医師の訪問看護指示書には、留意事項及び指示事項として、平成19年4月から同年10月ころまでの期間においては、褥瘡予防が掲げられていたが、その後、本件で問題となっている平成21年10月ころを含め、褥瘡の予防は、留意事項及び指示事項として掲げられていなかったことが認められる。

イ 丙川は、本件訪問介護契約に基づいて原告花子に対する訪問介護サービスを提供していたところ、上記のとおり、本件訪問介護契約は、自立した日常生活を営むことができるよう訪問介護サービスを提供することを目的とし、提供が可能なサービスは、入浴介助等の身体介護や買物、掃除等の生活援助であって、原告花子が実際に利用していたサービスも、入浴介助、買物、掃除、洗濯等といったものであった。他方、介護保険法上の訪問介護の位置づけも居宅要介護者の居宅において入浴、排泄、食事等の介護その他の日常生活上の世話を指すものとされ、療養に係るサービスとしては、訪問看護や居宅療養管理指導などが別途予定されている。このような本件訪問介護契約の目的や同契約において提供されるサービスの内容及び介護保険法上の訪問介護の位置づけに照らすと、訪問介護においては、日常生活上の世話に主たる目的があるというべきであり、加えて、療養上の世話等については、別途、訪問看護サービス等が存在していること(特に、本件では、前記認定のとおり、褥瘡の予防が訪問看護指示書に記載されていた時期があった。)にもかんがみると、被告及びその履行補助者である丙川が、本件居宅介護支援契約上の債務として、入浴介助等の訪問介護サービスを提供する際に、常に、全身を観察して居宅要介護者(原告花子)の身体に褥瘡が発生していないか否かを検索する契約上の義務を負っていたと認めることはできず、また、丙川にこれと同様の不法行為の前提となる注意義務があるとまで認めることはできないというべきである。

ウ もっとも、被告は、本件訪問介護契約に付随して、原告花子の安全に配慮する義務を負っているものと解される。そして、かかる安全配慮義務については、具体的な義務違反を特

コメントの追加 [11]: そもそもヘルパーには褥瘡を常にチェックする契約上の義務がないと認定しています。

(理由)

- ① ヘルパーの仕事は身体介護と生活支援
- ② 褥瘡のチェックは訪問看護の仕事
- ③ H21.10.15の時点で左大腿部の褥瘡(本件褥瘡ではない)を発見して医師の診察を勧めてもいるから、安全配慮義務違反(付随義務違反)もない。

定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は原告らにあるというべきである。

この点、原告らは、「予兆・兆候を含む本件褥瘡の症状は、遅くとも、平成21年10月9日ころから同月16日ころまでの間に生じたものと推認されるところ、丙川は、同月10日、同月13日、同月15日、同月17日、同月20日、同月22日に原告花子の訪問介護に赴き、入浴介助等を行った際に、原告花子の両臀部の本件褥瘡の予兆・兆候を含む本件褥瘡発症を発見、確認すべき注意義務に違反した旨主張し、丙川が本件褥瘡を発見・確認すべき義務を負っていた根拠として、前記第二の3(1)(原告らの主張)ア(イ)のとおり主張している。

しかし、すでに述べたとおり、被告及びその履行補助者が入浴介助等の訪問介護サービスを提供する際に、常に、全身を観察して原告花子の身体に褥瘡が生じていないか否かを検索する契約上の義務を負っているとは認められないことにかんがみると、原告の上記主張に照らしても被告及びその履行補助者に原告花子の褥瘡を確認すべき義務を認めるに足るものとは認め難い。そして、原告らは、丙川が褥瘡を発見・確認すべき義務を負っていたことを前提として、債務不履行ないし不法行為に基づく損害賠償請求をしており、丙川が入浴介助を行った際に、予兆・兆候を含む本件褥瘡の症状が存在し、丙川がこれを看過したことを具体的に主張立証しないから、丙川に安全配慮義務違反や不法行為の前提となる過失は認められないというべきである。

なお、証拠(略)によると、丙川は、平成21年10月15日の入浴介助の際に、原告花子の左足付け根太もも裏に床ずれ(褥瘡)ができていたことを原告花子に告げ、医師の診察を受けるように勧めたことが認められ、このほかに、丙川が褥瘡を発見したにもかかわらずこれを放置したなどの事情を認めるに足る証拠はないのであるから、丙川には過失等は認められないというべきである(この点、原告らは、原告花子は丙川から褥瘡とは聞いていない旨の主張をしているが、証拠(略)によると、原告花子は、丙川が記入する実績状況報告書を確認して押印していたことが認められるところ、証拠(略)の平成21年11月15日の欄には、「左足付根太もも裏に床ズレができていらっしゃいます」との記載があることに照らし、原告らの上記主張を採用することはできない。また、原告らは、丙川が同日に発見した褥瘡(原告らは「傷」と主張している。)と本件褥瘡は別であるとの主張をしているが、すでに述べたとおり、丙川が入浴介助の際に本件褥瘡を発見、確認すべき義務があるとは認められないのであるから、丙川が発見した褥瘡に対して、適切な対処をしていたことをもって、丙川には過失等がないものというべきであり、本件褥瘡と丙川が同日に発見した褥瘡の同一性は上記判断において結論を左右しないものというべきである。)

エ これに対し、原告らは、ホームヘルパー講座2級課程のテキストの体位変換における観察・留意点に、介助時には褥瘡の有無・部位を確認して、姿勢保持・圧迫予防用のクッション・バスタオルを用意するとの記載があることを指摘し、丙川が入浴介助の際に本件褥瘡を発見、確認すべき義務を負っていた旨主張している。しかし、上記の記載が介助の際の法的な義務について述べたものであるかはさておくとしても、上記記載は体位変換について記述したも

のであって、入浴介助の際の観察・留意点を記述したものではない。そもそも、体位変換の目的の1つに、褥瘡の原因の1つとなる同一体位の圧迫による障害の予防があることにかんがみると、上記の体位変換における観察・留意点が本件のような入浴介助にも当てはまるといえることはできないというべきであるから、原告らの上記主張を採用することはできない。また、原告らは、入浴介助時の観察のポイントに臀部に褥瘡がないかどうかを挙げる文献を提出しているが、同文献においても、観察のポイントとして挙げているにすぎないものであって、これを法的義務として指摘しているものということとはできない。入浴介助の際に可能な限り臀部の褥瘡の有無を観察することが望ましいといえるとしても、丙川が原告らの主張するような入浴介助の際に本件褥瘡を発見、確認すべき法的な義務を負っていたと認めるべき根拠はなく、原告らの主張を採用することはできない。

さらに、原告らは、本件訪問介護契約書11条1項に被告及びサービス従事者は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮することが定められていることを指摘し、丙川が入浴介助の際に本件褥瘡を発見、確認すべき義務を負っていた旨主張している。前記ウのとおり、被告が本件訪問介護契約に付随して、原告花子の安全に配慮する義務を負っていると解されるところ、かかる規定は、このことを明らかにしたものであるべきであって、このような抽象的な規定から、入浴介助等の訪問介護サービスを提供する際に、全身を観察して居宅要介護者の身体に褥瘡が発生していないか否かを検索する契約上の義務又は不法行為の前提となる注意義務があるとまで認めることはできない(被告が本件訪問介護契約に付随して負う義務の違反が認められないことは、前記ウのとおりである。)

オ 以上のとおり、原告らの主張を採用することはできず、丙川には過失ないし注意義務違反は認められない。

(2) 丁山に過失ないし注意義務違反が認められるか否かについて

ア 丁山は、原告花子と被告の間に締結された本件居宅介護支援契約に基づいて原告花子に対する居宅介護支援サービスを提供していたところ、本件居宅介護支援契約においては、契約の目的について、被告は、原告花子の委託を受けて、原告花子に対し、介護保険法令の趣旨に従い居宅サービス計画の作成を支援し、居宅サービス等の提供が確保されるようサービス提供事業者等との連絡調整その他の便宜を図ることとされている(本件居宅介護支援契約に係る契約書1条)。また、本件居宅介護支援契約では、被告は、サービスの提供に当たって、利用者の生命、身体、財産の安全に配慮すること(同12条1項)などが定められている。

他方、介護保険法8条21項は、居宅介護支援について、居宅要介護者が所定のサービスの適切な利用等を行うことができるよう、当該居宅要介護者の依頼を受けて、その心身の状況、その置かれている環境、当該居宅要介護者及びその家族の希望等を勘案し、利用するサービス等の種類及び内容、これを担当する者などを定めた計画を作成するとともにそのサービス等の提供が確保されるよう、連絡調整その他の便宜の提供を行うことなどと定義している。

イ 丁山は、本件居宅介護支援契約に基づいて原告花子に対する居宅介護支援サービスを

コメントの追加 [12]: 原告(利用者側)は、言い分として、以下のことを主張しました。

(言い分)

- ヘルパーのテキストには**体位変換**におけるポイントとして、褥瘡の観察がある。
- 文献には**入浴介助**におけるポイントとして、褥瘡の観察がある。

コメントの追加 [13]: しかし、裁判所は、原告(利用者側)の言い分を認めませんでした。

(理由)

- 体位変換**の話ではない。
- 入浴介助における褥瘡の観察が望ましいとしても、**法的な義務**ではない。

コメントの追加 [14]: ケアマネの**安全配慮義務違反**に関する判断です。

提供していたところ、上記のとおり、本件居宅介護支援契約は、居宅サービス計画の作成の支援やサービス提供事業者との連絡調整等を目的とし、また、介護保険法上の居宅介護支援の位置づけもこれと同様のものとされ、前記（１）で述べたとおり、訪問看護や居宅療養管理指導などのサービスの提供が別途予定されている。このような本件居宅介護支援契約の目的や介護保険法上の居宅介護支援の位置づけに照らすと、居宅介護支援は、居宅サービス計画の作成の支援やサービス提供事業者との連絡調整等を行うものであって、本件居宅介護支援契約に付随して、原告花子の安全に配慮する義務を負っていることは格別、被告及びその履行補助者である丁山が、本件居宅介護支援契約から発生する本来的な債務として、褥瘡発症を予防すべき契約上の義務を負っていたと認めることはできず、また、丁山にこれと同様の不法行為の前提となる過失があるとまで認めることはできない。

そして、上記のとおり、被告は、本件居宅介護支援契約に付随して、原告花子の安全に配慮する義務を負っているというべきであるが、かかる安全配慮義務については、具体的な義務違反を特定し、かつ、義務違反に該当する事実を主張・立証する責任は原告らにあるというべきことはすでに述べたとおりである。

原告らは、「平成21年10月15日に、原告花子の左大腿内側に傷がある等の丙川からの報告を受けながら、何らかの褥瘡発症の可能性を疑わず、これを前提にした、丙川への指示、指導監督、さらには医師に対する入浴可否及び入浴前後の具体的な方法と留意点等の確認、訪問看護への情報提供及び原告花子の家族への連絡等を怠った」旨主張しているが、証拠（略）及び弁論の全趣旨によると、丁山は平成21年10月15日に、丙川から原告花子の褥瘡についての報告を受けたこと、同月16日に原告花子を訪問した際に、同褥瘡についての話をし、専門医の診察を受けることを勧めたところ、原告花子が己川医師に相談する旨を述べていることを確認したことが認められ、丙川から原告花子の褥瘡についての報告を受けてこれを認識した後に、原告花子に対し医師の受診を勧めるなどの適切な措置を取っているというべきである（原告花子は下肢麻痺により要介護認定を受けているものの、意思伝達能力に特段の問題はないのであるから（弁論の全趣旨）、原告花子が己川医師に相談すると述べている以上丁山がそれ以上の措置を取るべき義務があったというとはできない。）。よって、丁山は、丙川からの報告に対して適切な措置を取ったものというべきであって、丁山には、安全配慮義務違反や不法行為の前提となる過失は認められない。

また、上記のほか、原告らは、丁山も原告花子が褥瘡になりやすい利用者であることなどを十分に理解認識し、過去の原告花子の両臀部の褥瘡罹患の事実を知っていたことから褥瘡発症を予防すべき注意義務等があるなどと主張するが、すでに述べたとおり、被告及びその履行補助者が本件居宅介護支援契約上、常に、褥瘡発症を予防すべき契約上の義務を負っていたとは認められないことにかんがみると、原告の上記主張に照らしても被告及びその履行補助者に原告花子の褥瘡発症を予防すべき義務を認めるに足るものとは認め難く、原告らの上記主張を前提としても、安全配慮義務違反や不法行為の前提となる過失は認められない。

コメントの追加 [15]: そもそもケアマネには褥瘡を予防する契約上の義務がないと認定しています。

（理由）

- ① ケアマネの仕事は居宅サービス計画の作成の支援とサービス提供事業者との連絡調整
- ② 褥瘡の予防は訪問看護の仕事
- ③ H21.10.15の時点で左大腿部の褥瘡（本件褥瘡ではない）の報告を受けて医師の診察を勧めてもいるから、安全配慮義務違反（付随義務違反）もない。

コメントの追加 [16]: 原告（利用者側）は、言い分として、以下のことを主張しました。

（言い分）

ケアマネは利用者が褥瘡になりやすいことを知っていたから、褥瘡を予防すべき義務がある。

コメントの追加 [17]: しかし、裁判所は、原告（利用者側）の言い分を認めませんでした。

（理由）

ケアマネにそのような法的な義務まではない。

ウ 以上のとおり、丁山には、過失ないし注意義務違反は認められない。

2 まとめ

以上のとおり、丙川及び丁山には過失ないし注意義務違反は認められないから、被告は使用者責任及び債務不履行責任を負うとは認められず、その余の点について判断するまでもなく、原告らの請求にはいずれも理由がない。

第四 結論

以上のとおり、原告らの請求はいずれも理由がないからいずれもこれを棄却し、主文のとおり判決する。